ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策１　担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

（生産コストの低減に向けた農地の大区画化等）

・　担い手への農地の集積・集約化

生産コストの低減に向け、地域計画と連携しつつ、畦畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化、将来の更なる大区画化を見据えた農地の均平化、用排水路の管路化等の基盤整備を推進し、農業法人等の担い手への農地の集積・集約化を加速する。また、受け手不在農地に円滑に新規就農者や企業等の新規参入者を誘致する観点から、農地中間管理事業[23]の活用を通じ、農地整備と地域の関係機関による誘致施策の一体的な取組も推進する。くわえて、改正土地改良法において、農地中間管理機構関連事業の事業実施主体に市町村が追加されるとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地が事業対象に追加されたことも踏まえ、地域計画の実現に向けてきめ細かな基盤整備を推進する。

・　スマート農業技術の導入促進、管理作業の省力化

自動走行農機等のスマート農業技術の導入促進に向け、農地の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信環境の整備等を推進する。あわせて、中山間地域を始めとして、営農上の負担となっている水管理・草刈り等のほ場周りの管理作業の省力化を図るため、自動給水栓、リモコン草刈機等のスマート農業技術の導入に適した水路のパイプライン化、法面の緩傾斜化、畦畔の拡幅等の整備を推進する。これらの基盤整備の実施に当たっては、スマート農業技術の導入効果等の周知を図りつつ、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号）に基づく生産方式革新事業活動、専門作業の受注等を行う農業支援サービス事業等の関連施策との連携を図る。また、スマート農業技術、管理作業の省力化等に対応した新たな設計指針を令和７年度（2025年度）に制定し、技術面からの後押しを行い、平坦地の農地においては１ha以上の大区画化を大幅に推進する。

・　輸出の促進

輸出向け産地の育成に向け、フラッグシップ輸出産地との連携の強化等を図りつつ、担い手の生産コスト低減のための農地の大区画化等の基盤整備を促進する。

（中山間地域等の特色を踏まえた基盤整備）

地形的な制約により大区画化が困難な中山間地域等においては、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るため、中山間地域等の条件不利性の改善に必要な農地、農業水利施設、情報通信環境等の整備を推進するとともに、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備を推進する。

イ　施策の成果目標

①　重要業績指標（KPI）

○　生産コストの低減

・大区画化等の基盤整備実施地区における、担い手の米生産コストの労働費削減割合　６割以上

・基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合　10割

②　活動指標

・基盤整備完了地区における担い手への農地集積率　９割以上

・基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する農地集約化率　９割以上

・基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率　1.5倍以上

・地域による農地・農業水利施設等の保全管理により構造改革の後押しが図られている地域の割合　10割

政策目標２　国内の需要等を踏まえた生産の拡大

国内の需要等を踏まえた生産に対応するためには、輸入依存度が高い麦・大豆、飼料作物や、国内外で需要のある野菜、果樹等の園芸作物の国内生産を増大していくことが課題となっている。持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点からも、複合経営への転換、麦・大豆・園芸作物等の生産性向上及び規模拡大を図りつつ、新たな産地形成を促進することが重要であ

[23] 都道府県知事が県に一つに限って指定する農地中間管理機構が、農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業。なお、農地中間管理機構は農地中間管理事業以外に、特例として農地売買等事業も行う。